

空家等対策事業の実施状況について

- (1) 空家等実態調査の実施について(対策の柱2)
 - 平成 29 年度に実施してから6年が経過しているため、市内の空家等の実態調査を実施します。実施期間は、令和5年6月29日から令和6年2月29日です。

- (2) 啓発事業(対策の柱1、対策の柱4)【資料 1-2】
 - ア 啓発冊子の配布
 - ・「あなたの空き家 大丈夫ですか？」
 - 市民から相談を受けた空家等の所有者等に対し、冊子を同封
また、広く市民の利用する施設等に冊子を配布・設置
 - イ 高齢者サロン等での周知
 - 高齢者サロン等で啓発冊子を配布、PR を実施

- (3) 空家等の除却に対する支援(対策の柱5)【資料1-3】
 - ア 補助金の活用
 - 老朽空家等除却費補助金及び木造住宅耐震改修費等補助金の実施

- (4) 管理不全な空家等を解消する対策(対策の柱2、対策の柱6)【資料1-4】
 - ア 適正管理に向けた指導
 - 管理不全な空家等について、指導文書の送付及び直接訪問を実施

- (5) 関係機関との相談会(対策の柱1、対策の柱3)【資料1-5】
 - ア 愛知県司法書士会による講演及び相談会
 - 南粕谷ハウスにて講演及び相談会の実施

対策の柱(知多市空家等対策計画より)

令和元年度に策定した「知多市空家等対策計画」に基づき、6つの課題に対応した6つの柱を設定し、課題を解決するため各種対策を実施・検討します。

- | | | |
|------------------------|---|-------|
| ○空家等に対する関心を高めます | ➡ | 対策の柱1 |
| ○空家等の把握に努めます | ➡ | 対策の柱2 |
| ○空家等の適切な維持管理を支援します | ➡ | 対策の柱3 |
| ○空家等の利活用を進めます | ➡ | 対策の柱4 |
| ○空家等の除却及び除却後の跡地活用を進めます | ➡ | 対策の柱5 |
| ○管理不全となった空家等の解消に努めます | ➡ | 対策の柱6 |